

**令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会
第1回 特定(産業別)最低賃金 検討小委員会 議事要旨**

1 日 時 令和6年8月16日(金) 午後1時30分～午後3時40分

2 場 所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使の意見について
- (2) 特定最低賃金の改正の必要性の有無について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 公益委員から橋口座長及び森部座長代理が選任された。
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性有の結論に至るためには全会一致の合意が必要であることを確認した。
- (3) 改正申出のあった4業種について、関係労使からの意見聴取を行った。労働者側からは、4業種の代表者から意見陳述が行われ、使用者側は、使用者側委員から、4業種に対する意見が述べられた。
- (4) 労働者側委員から、改正申出を行った4業種は宮崎県の中でなくてはならない産業であり、労働者代表の意見陳述も踏まえ、4業種で部会開催をお願いしたい。特に自動車(新車)小売業は、自動車産業を支える優秀な人材確保のためにも特定最賃の引き上げが必要であり、改定をお願いしたいとの意見があった。
- (5) 使用者側委員から、地域別最低賃金の大幅な引上げによって、4業種全てが埋没することとなり、特定最低賃金の意義が失われていることから審議の必要性はないと考えている。特に長年改定されていない業種については、廃止に向けた検討を進めるべきとの意見があった。
- (6) 労使の主張に隔たりがあり改正の必要性の有無について結論が出ないことから、それぞれ持ち帰り次回8月19日(月)午後3時00分から開催する第2回検討小委員会で再度協議することとなった。

以上